

診療報酬
改定
2026

医科

疑義解釈(その5)

今年6月からの点数改定に関して、厚労省より5月8日付で「疑義解釈(その5)」が出された。以下、主な項目を抜粋等で編集の上で紹介する。なお、全容や詳細は協会ホームページ「いい医療ドットコム」(https://www.iiry.com/)等をご参照いただきたい。

【電子的診療情報連携体制整備加算】

質問	回答
1 再診料の注19及び外来診療料の注10に規定する電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、初診料の注16に規定する電子的診療情報連携体制整備加算の届出を行っている場合に追加で届出は必要か。	不要。

【生活習慣病管理料】

質問	回答
12 生活習慣病管理料(Ⅱ)に新設された、眼科医療機関連携強化加算と歯科医療機関連携強化加算に、当該加算の対象となる眼科や歯科への紹介に当たって、診療情報提供料(Ⅰ)を併せて算定することは可能か。また、これらの算定が同一月であっても算定可能か。	算定可能。 なお、この場合、診療情報提供料(Ⅰ)は、眼科又は歯科を標榜する他の保険医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の情報提供を行った場合に算定し、眼科医療機関連携強化加算及び歯科医療機関連携強化加算は、次回診療時に、当該他の保険医療機関への受診状況について確認した場合に算定することとなる。 また、同一患者につき、眼科医療機関への紹介及び歯科医療機関への紹介を行った場合には、同一月内であっても、それぞれの加算を算定して差し支えない。なお、当該眼科及び歯科が同一の保険医療機関において標榜されている場合であっても、それぞれ算定可能である。

【骨塩定量検査】

質問	回答
15 骨塩定量検査について、令和8年5月に算定した場合、 ①4月に1回算定する場合に、次回、算定可能となるのはいつか。 ②1年に1回算定する場合に、次回、算定可能となるのはいつか。	①令和8年9月以降算定可能となる。 ②令和9年5月以降算定可能となる。

【ベースアップ評価料】

質問	回答
1 令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料の施設基準において、ベースアップによる収入の繰り越しに係る規定はないが、令和8年度診療報酬改定前のベースアップ評価料等による収入について、令和8年度に繰り越した場合の取扱い如何。	令和8年度診療報酬改定前の施設基準に基づき、令和8年12月までに賃金の改善措置を行う必要がある。なお、この場合、令和8年度の賃金改善実績報告書におきいて、令和7年度のベースアップ評価料による収入の繰越額は、「前年度からの繰越額(令和8年度分報告時のみ年度診療報酬改定前のベースアップ評価料等による収入に賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分に用いた額」に、それぞれ記載すること。
5 令和6年4月以降令和8年5月以前に開業し、ベースアップ評価料(Ⅰ)を届け出していない保険医療機関等については、継続的な賃上げの取組に係る施設基準に関し、令和6年3月時点の基本給等総額と比較を行うことができないが、この場合、継続的な賃上げの取組の実施に係る施設基準の届出を行うことはできないか。	開業時点における給与体系に基づく基本給等総額と当該評価料を算定する月時点の基本給等総額を比較し、施設基準に定める水準を満たす場合においては、継続的な賃上げの取組に係る施設基準を満たすものとして、届出を行うことができる。
6 令和8年度診療報酬改定後の外・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び7月分の賃上げ実績を報告する必要がある。また、等を6月から算定する場合、毎年8月に提出する「賃金改善中間報告書」における、賃金改善実績期間は、いつになるか。	例えば、令和8年6月から賃上げを行う場合、同年6月来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び7月分の賃上げ実績を報告する必要がある。また、同年4月8月に提出する「賃金改善中間報告書」における、賃上げ実績を報告する必要がある。
7 令和8年度の「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」において記載する「ベースアップ評価料等による収入の実績額」について、外・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5等に含まれる、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価額は、当該評価料等の収入の実績額に含めるか。	含めない。外・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5等のうち、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた、当該評価料の本体点数のみを算定した場合に置き換えて計算する。例えば、外・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の場合、注5の適用があるかどうかにかかわらず、取組の実施に係る評価額は、令和8年度においては初診時17点・再診時等4点となる。

*その他、心不全再入院予防継続管理料や外・在宅ベースアップ評価料等についても疑義解釈が示されているので、右記QRコードよりご確認ください。



お母さん

ひとりで悩まないで

～子育てに不安を感じたら～



神奈川県保険医協会
2024年5月発行

タイトルの「お母さんひとりで悩まないで」は関心を引くフレーズとして採用していますが、配布は母親に限定していません。

ひとりで抱えこまないで

子育てをしながら、こどもに否定的な感情を抱くことはありませんか？

- 泣きやんでくれないとき
- なかなか言うことを聞いてくれないとき など…

どんな親でも、悩みやストレスを抱えるものです。あなたのそばに信頼できる先輩や仲間がいれば、たいいひのことは乗り越えることができます。

でも、少子化・核家族化が進む社会では、子育てに不安や戸惑いを感じる方は増えています。

例えばこんなことも影響します。

- パートナーが非協力的、仲がうまくいっていない
- 身近に頼れる親族や仲間が少ない
- 経済的な不安がある
- 「あれもこれもやらなくちゃ」と頭がいっぱい
- こどもへの愛情の注ぎ方が分からない

これらは一例ですが、こうしたことが重なると、こどもにつらくあたってしまう、育児を投げ出してしまうことが起ります。また、育てる側だけに原因があるとは限らないこともあります。

「こどもにつらくあたってしまう」「育児が辛い…」
こんなモヤモヤを、ひとりで抱えこんでいませんか？
少しだけでも、吐き出してみませんか？



手に取りやすいB5三つ折サイズです。相談を促すコラムも掲載しています。

児童虐待防止へ 医療機関の第一歩

子育て支援リーフレット 注文無料で受付中

子育て中の保護者が抱える育児不安・ストレスの悩みを相談できるきっかけをつくるリーフレットです。

孤立し育児に悩む保護者が行政や支援へと繋がるよう、地域の相談窓口を多数掲載しています。

相談を促すコラムや、温かみのある雰囲気イラストを用い、手に取りやすいサイズ感(B5三つ折り)となっています。

かねてより、子どもを巡る痛ましい事件が後を絶たず、当協会では2004年から開業医・開業歯科医師としてできる児童虐待予防対策に取り組んできました。▽診察室で気になる親子に渡す、▽待合室やお手洗いに設置のほか、▽出産を控えた妊婦に渡す資料に加え、

県内全域に広がる会員が、本リーフレットを活用し、あの手この手で児童虐待を防ぐきっかけを作っています。

注文無料・地域医療対策部までお問合せください(TEL 045-313-2111)。



《掲載している相談窓口》

- ・神奈川県内の市区町村の保健福祉センター等の子育て相談窓口
- ・児童相談所相談専用ダイヤル
- ・こどもの相談窓口 チャイルドライン